

社援地発 0327 第 10 号  
平成 27 年 3 月 27 日

都道府県  
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度 所管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長  
（ 公 印 省 略 ）

生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の適正な支給及び  
生活困窮者自立支援制度からの  
暴力団員等と関係を有する事業者の排除について（通知）

平成 27 年 4 月より、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するための生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）が施行される。

暴力団員等に対して、法に基づく住居確保給付金の支給を行うことは、当該事業に対する国民の信頼を揺るがすばかりでなく、公費が結果として暴力団活動の資金源となり、暴力団の維持存続に利用されるおそれがあり、社会正義の上でも極めて重大な問題である。また、暴力団員等と関係を有する事業者等は、法に基づく自立相談支援事業等の受託事業者として、あるいは、認定就労訓練事業の担い手としては極めて不相当である。

このことから、住居確保給付金の適正な支給及び生活困窮者自立支援制度からの暴力団員等と関係を有する事業者等の排除を徹底するため、下記に留意の上、適正実施に努めていただくようお願いしたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言として行うものであることを申し添える。

また、本通知の内容は、警察庁とも協議済みであり、また同庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長から警視庁組織犯罪対策部長及び各道府県警察本部長あての別紙 1 「生活困窮者自立支援制度からの暴力団排除対策の推進について（平成 27 年 3 月 27 日付け警察庁丁暴発第 134 号）が発出されているので、本通知とあわせて参考とするようお願いしたい。

## 記

### 1 住居確保給付金の適正な支給について

#### (1) 暴力団員に対する対応について

住居確保給付金の支給対象者には、常用就職への意欲と収入及び資産の申告等が必要とされるところ、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）は、

- ① 申請者が自身の意思で就職活動をしていないことから、常用就職への意欲が認められない
- ② 暴力団活動を通じて得られる収入及び資産については自治体による生活実態の把握や法第16条に基づく資産又は収入の状況についての照会によってこれを発見・把握することは困難である  
と考える。

上記の理由にかんがみ、暴力団員については、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（平成27年3月27日付社援発2号厚生労働省社会・援護局長通知）」（以下「事務マニュアル」という。）第6の2（1）において、住居確保給付金の対象者要件について「申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと」と明記し、このことについて、申請者に「生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式1-1）」に添付される「住居確保給付金申請時確認書（様式1-1A）」により誓約させるとともに、申請者等が暴力団員であることが判明した場合は、住居確保給付金の支給対象者の要件を満たさないものとして、不支給決定することとしている。

また、住居確保給付金受給中に、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者（以下「受給者等」という。）が暴力団員であることが判明した場合についても、同様の考えに基づき支給を中止するとともに、法第12条の規定により、その支給を受けた住居確保給付金の額の全部又は一部を徴収することとしている（事務マニュアル第6の9（1）⑥）。

#### (2) 暴力団員であることが疑われる申請者等又は受給者等への対応

##### ① 警察に対する情報提供依頼に当たっての留意事項等

申請者等又は受給者等が暴力団員であることが疑われる場合においては、その暴力団員該当性について警察から情報提供を受ける必要がある。

この場合の警察に対する情報提供依頼は、資産及び収入の状況に関する照会の根拠である法第 16 条に基づくものではなく、住居確保給付金の適正な執行の要請から、警察に対し任意の協力を求めるものである。

警察による暴力団情報の提供は、別紙 2 「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成 25 年 12 月 19 日付け警察庁丙組企分発第 35 号、丙組暴発第 13 号。）に基づき行われているところであるが、警察に対し暴力団員該当性について情報を求めるに当たっては、警視庁又は道府県警察本部若しくは警察署の暴力団排除担当課（以下「警察の暴力団排除担当課」という。）を窓口とすることとし、依頼に際しては、住居確保給付金の適正な執行のために、申請者等又は受給者等が暴力団員である蓋然性が高いこと等について説明すること。

また、上述の申請者等又は受給者等が暴力団員であることが疑われる場合とは、具体的に以下の場合をいう。

- ・ 自己の保有する情報又は風評等により暴力団員ではないかと疑われる場合
- ・ 離職した事業所が暴力団関係企業と疑われる場合
- ・ 申請時確認書の誓約事項（様式 1 - 1 A の誓約事項 3：申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれかが暴力団員でないこと）の表明又は同意事項（様式 1 - 1 A の同意事項 4：暴力団員該当性の確認につき、官公署に調査を嘱託する）の同意を拒否又は躊躇する場合
- ・ その他態度・言動（付添人等も含む。）等から暴力団員と疑われる場合

なお、情報提供依頼に際しては、可能な限り、申請者等又は受給者等の人定事項（住所、氏名、生年月日、性別等）を明らかにして行う必要がある。

## ② 住居確保給付金申請時の取扱い

申請者等又は受給者等が暴力団員であることが疑われる場合においては、警察へ情報提供依頼を行うこととなるが、早急な回答が得られないことも想定される。

本給付金は緊急的支援として制度上位置付けられており、申請者の状況にかんがみれば、早期の決定・実施が求められるものであることから、警察からの回答に一定の日数が見込まれる場合については、基本的には支給決定を行い、支給決定後に暴力団員と判明した場合には、支給を中止するとともに、法第 12 条に基づき、既支給分の住居確保給付金の額の全部又は一部を徴収すること。

なお、暴力団関係者への対応にあたっては、警察とも十分に連携されたい。

(3) 暴力団員等と関係を有することが疑われる不動産媒介業者等への対応

公費が暴力団活動の資金源となることを防ぐため、事務マニュアル第6の13(3)において、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者、貸主又は貸主から委託を受けた事業者（以下「不動産媒介業者等」という。）の排除について規定している。

不動産媒介業者等については、「入居（予定）住宅の状況通知書（様式2-1）、（様式2-2）」によって、不動産媒介業者等が暴力団員等とは関係を有しないことを確認することとなるが、自己の保有する情報又は風評等により、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等であると疑われる場合は、警察に対し、1(2)①と同様に、情報提供を依頼すること。

また、この場合の情報提供依頼については、以下の点に留意すること。

- ① 基本的には、当該不動産媒介業者等の代表者について、確認を行うこと。ただし、疑わしいと判断した理由が、代表者以外の特定の個人であった場合は、その個人について、警察へ情報提供を依頼すること。
- ② 業者自体の風評等に基づく場合や、個人の特定が困難な場合など、不動産媒介業者等そのものの暴力団該当性が疑われる場合においても、警察へ情報提供依頼することは可能である。
- ③ いずれの場合についても、疑わしいと判断した根拠を明らかにし、可能な限り人定事項（住所、氏名、生年月日、性別等）を明らかにした上で行う必要がある。

情報提供により、不動産媒介業者等が暴力団員等と関係を有すると判明した場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式2-1）、（様式2-2）」を受理しない旨を書面により通知するとともに、以後、当該不動産媒介業者等が発行する「入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式2-1）、（様式2-2）」は受理しないこととし、申請者に対しては別の住宅を確保するなどの指示をすること。

また、既に住居確保給付金の振込手続きが行われている場合は、原則として、当該不動産媒介業者等への振込を中止し、当該不動産媒介業者等を介しない方法の振込に変更（例えば貸主への振込に変更）する等、所要の措置を講ずること。

なお、当該通知書については、総合支援資金（住宅入居費）の貸付手続

審査においても必要な書類であるため、当該通知書の写しを受理しない場合においては、総合支援資金貸付を行う社会福祉協議会等の関係機関と十分に連絡・調整を行っていただきたい。

## 2 就労訓練事業の認定の適正な実施について

就労訓練事業の認定については、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）第 21 条第 1 号ホ及び事務マニュアル第 7 の 3 において、欠格事項として暴力団員等がその事業活動を支配する事業者等の排除を規定しているところ。

認定の申請に当たっては、申請者が欠格事項に該当しないことを「誓約書（参考様式 1）」において誓約させることとなるが、例えば自己の保有する情報又は風評等から暴力団員等が事業活動を支配する事業者等であると疑われる場合は、警察に対し、1（3）の①～③に留意しつつ、1（2）①と同様に情報提供を依頼すること。なお、情報提供依頼に当たっては、可能な限り、当該事業者の事業活動を暴力団員等が支配していることを具体的に証明する資料、暴力団員等と疑われる事業支配者の人定事項等に関する資料等を明らかにすること。

申請者が暴力団員等が事業活動を支配する事業者等であることが判明した場合は、欠格事項に該当することを理由として、不認定とし、「生活困窮者就労訓練事業不認定通知書（参考様式 3）」によりその旨を通知すること。

また、既に就労訓練事業の認定が行われている場合は、法第 10 条第 3 項に基づき当該認定を取り消すものとし、認定の取り消しを行った場合は、「生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書（参考様式 8）」によりその旨を通知すること。

## 3 法に基づく事業の適正な委託の実施について

法に基づく、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業等は、民間事業者への委託が可能とされているところであるが、公費が暴力団活動の資金源となることを防ぐため、委託事業者から暴力団員等と関係を有する事業者を排除する必要がある。

例えば、公募の際に暴力団排除方針を明確に示す、あるいは暴力団関係者と疑われる場合には警察に情報提供を求めるなど、各自治体の委託契約における暴力団排除の取扱いに則り、適正に対処すること。

## 4 暴力団員による不適正受給事案等への対応

暴力団員による不適正受給事案等については、公費が暴力団活動の資金源

として用いられることであり、国民の信頼を揺るがしかねず、社会的反響も大きいことから、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力を行い、厳正な対応を行うこと。

## 5 その他

### ① 組織的対応

本制度に関する事務については、幹部職員が適宜部下職員から報告を受けて適切な指示を行うとともに、必要に応じ幹部職員が直接対応する等、組織を挙げて取り組むこと。

### ② 警察との連携

住居確保給付金の不正受給防止対策や、生活困窮者自立支援制度からの暴力団排除を徹底するため、警察の暴力団排除担当課と日頃より情報共有を図り、連携を強化すること。

原議保存期間	5年(平成32年3月31日まで)
有効期間	一種(平成32年3月31日まで)

警視庁組織犯罪対策部長  
各道府県警察本部長 殿  
(参考送付先)  
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁暴発 1 3 4 号  
平成 2 7 年 3 月 2 7 日  
警察庁刑事局組織犯罪対策部  
暴力団対策課長

生活困窮者自立支援制度からの暴力団排除対策の推進について

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）が本年4月1日に施行されることに伴い、同法に基づく生活困窮者自立支援制度（以下「本制度」という。）から暴力団を排除するため、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年2月4日付け厚生労働省令第16号。以下「施行規則」という。）及び生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（以下「事務マニュアル」という。）に暴力団排除条項が盛り込まれたことから、各都道府県警察にあつては、本制度の実施主体である都道府県又は市区町村（町村は福祉事務所を設置する町村に限る。以下「都道府県等」という。）と緊密な連携を図り、本制度からの暴力団排除対策の推進に努められたい。

なお、本通達に並行して、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長から別添「生活困窮者自立支援法に基づく住宅確保給付金の適正な支給及び生活困窮者自立支援制度からの暴力団員等と関係を有する事業者の排除について（通知）」（平成27年3月\*\*日付け社援地\*\*発第\*\*号）が発出されていることから参考とされたい。

記

1 本制度の概要

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある者（以下「生活困窮者」という。）に対し、包括的に各種支援措置を講じることで、生活困窮者の自立促進を図る制度である。

2 支援措置の種別

本制度では、以下の支援措置が設けられている。なお、(1)及び(2)は都道府県等の必須事業、(3)は任意事業であり、(4)は事業者の自主事業として行われる。

(1) 自立相談支援事業

就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うほか、就労訓練事業の利用について、生活困窮者に対するあつせん等を行う事業である。

(2) 住居確保給付金

離職等により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであつて、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金である。

### (3) 法第6条第1項各号に掲げる事業

#### ア 就労準備支援事業

雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業である。

#### イ 一時生活支援事業

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業である。

#### ウ 家計相談支援事業

家計に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、支出の節約に関する指導その他家計に関する継続的な指導及び生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業である。

#### エ 子どもの学習支援事業（子どもに対し学習の援助を行う事業）

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対し、居場所の提供を含む学習支援、親への養育支援等を行う事業である。

#### オ その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

上記アからエ以外の取組を地域の実情に応じて行う事業である。

### (4) 就労訓練事業

社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等の事業者が、雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者について、都道府県等からあっせんを受け、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業である。就労訓練事業を行う者は、当該就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準に適合していることにつき、あらかじめ都道府県知事、指定都市又は中核市の長から認定を受けることとなる。

## 3 本制度における暴力団排除

### (1) 自立相談支援事業及び法第6条第1項各号に掲げる事業からの暴力団排除

自立相談支援事業及び法第6条第1項各号に掲げる事業については、都道府県等による直営のほか、社会福祉法人や特定非営利活動法人等に業務委託することが可能である。委託先からの暴力団排除については、各都道府県等における暴力団排除の枠組みが適用される。

### (2) 住居確保給付金からの暴力団排除

#### ア 申請者（支給対象者）からの暴力団排除

住居確保給付金の申請者には、常用就職への意欲と収入及び資産の申告等が必要とされるところ、暴力団員については、常用就職への意欲が認められず、収入及び資産等の把握が困難である等の理由から、不支給決定することとされている。

なお、申請者と同一の世帯に属する者（注1）が暴力団員である場合も排除される（注2）。

注1：「同一の世帯に属する者」とは、同一の世帯の居住し、生計を一にする者をいう。

注2：給付金の受給中に、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員であるこ



とが判明した場合も排除される。

#### イ 不動産媒介業者等からの暴力団排除

住居確保給付金は、申請者本人ではなく、不動産媒介業者、貸主又は貸主から委託を受けた事業者（以下「不動産媒介業者等」という。）に代理納付されることとなっており、公費を暴力団活動の資金源をさせないため、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産媒介業者等であることが判明した場合は、申請者に対して別の住居を確保するなどの指示を行うこととしている。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (ア) 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- (イ) 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- (ウ) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- (エ) 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- (オ) 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- (カ) 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- (キ) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- (ク) 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- (ケ) 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らずながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

#### (3) 就労訓練事業からの暴力団排除

就労訓練事業を行う者として認定を受けた事業者に助成金等が支給されることはないが、税制上の優遇措置や公共事業の優先発注等の経済的な支援が行われるため、施行規則第21条第1号において、以下の者が排除対象者として規定されている（注3）。

ア 暴力団員等がその事業活動を支配する者

イ 暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

ウ 役員のうち前記ア又はイのいずれかに該当する者がある者

注3：就労訓練事業を行う者として認定を受ける事業者は、法人に限定されているところ、施行規則第21条第1号では「役員のうち暴力団員等に該当する者がある者」が排除対象者として規定されていないため、役員が暴力団員等に該当する場合でも、形式的な判断では

なく、暴力団員等による事業活動支配等の実質的な判断が必要となる点に留意すること。

#### 4 都道府県警察の対応

##### (1) 情報提供依頼に対する対応

本制度の運用に関して都道府県等から情報提供依頼がなされた場合、当該都道府県等と都道府県警察との間で情報提供に関する合意書等が締結されているときは、当該合意書等に基づき対応すること。また、合意書等が締結されていないとき又は合意書等の対象となっていない事業に関して情報提供依頼がなされたときは、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成25年12月19日付け警察庁丙組企分発第35号、丙組暴第13号）に基づき対応すること。

##### (2) 積極的な情報提供

本制度への排除対象者の介入事実を把握したときは、都道府県等に対する積極的な情報提供を検討すること。

#### 5 留意事項

##### (1) 適切な保護措置等

契約解除や認定取消し等を行う際に、都道府県等の担当者から相談等を受理したときは、適切に指導、助言を行うとともに、関係者の保護等必要な措置を講じること。

##### (2) 積極的な事件化

あらゆる警察活動を通じて本制度に関する暴力団情報の収集に努め、暴力団員による不正受給等を把握した場合は、積極的に事件化を図ること。

本件担当

警察庁刑事局組織犯罪対策部

暴力団対策課暴排係

古積警視 800-4553

小林警部 800-4560

原議保存期間	10年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成31年3月31日まで)

警察庁丙組企分発第35号、丙組暴発第13号  
平成25年12月19日  
警察庁刑事局組織犯罪対策部長

各地方機関の長 殿  
各都道府県警察の長  
(参考送付先)  
庁内各局部課長  
各附属機関の長

### 暴力団排除等のための部外への情報提供について

暴力団情報については、法令の規定により警察において厳格に管理する責任を負っている一方、一定の場合に部外へ提供することによって、暴力団による危害を防止し、その他社会から暴力団を排除するという暴力団対策の本来の目的のために活用することも当然必要である。

近年、各都道府県警察において、暴力団排除条例(以下「条例」という。)が施行され、事業者が一定の場合に取引等の相手方が暴力団員・元暴力団員等に該当するかどうかを確認することが義務付けられるとともに、暴力団が資金獲得のために介入するおそれのある建設・証券等の業界を中心として、暴力団員に加え、元暴力団員等を各種取引から排除する仕組みが構築されている。一方、暴力団は、暴力団関係企業や暴力団と共生する者を通じて様々な経済取引に介入して資金の獲得を図るなど、その組織又は活動の実態を多様化・不透明化させている。このような情勢を受けて、事業者からのこれらの者に関する情報提供についての要望が高まっており、条例においても事業者等に対し、必要な支援を行うことが都道府県の責務として規定されているところである。

以上のような情勢の変化に的確に対応し、社会からの暴力団の排除を一層推進するため、各都道府県警察においては、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」(平成23年12月22日付け警察庁丙組企分発第42号、丙組暴発第19号)に基づき暴力団情報の部外への提供を行っているところであるが、通達発出後の運用実態等を踏まえ、情報提供の在り方を一部見直すこととした。見直し後の暴力団情報の部外への提供については、下記のとおりとするので、その対応に遺漏のないようにされたい。

なお、上記通達は廃止する。

### 記

#### 第1 基本的な考え方

##### 1 組織としての対応の徹底

暴力団情報の提供については、個々の警察官が依頼を受けて個人的に対応するということがあってはならず、必ず、提供の是非について、第6の2に定めるところにより、警察本部の暴力団対策主管課長又は警察署長の責任において組織的な判断を行うこと。

##### 2 情報の正確性の確保

暴力団情報を提供するに当たっては、第4の1に定めるところにより、必要な

補充調査を実施するなどして、当該情報の正確性を担保すること。

### 3 情報提供に係る責任の自覚

情報の内容及び情報提供の正当性について警察が立証する責任を負わなければならないとの認識を持つこと。

### 4 情報提供の正当性についての十分な検討

暴力団員等の個人情報の提供については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び個人情報保護条例の規定に従って行うこと。特に、相手方が行政機関以外の者である場合には、法令の規定に基づく場合のほかは、当該情報が暴力団排除等の公益目的の達成のために必要であり、かつ、警察からの情報提供によらなければ当該目的を達成することが困難な場合に行うこと。

## 第2 積極的な情報提供の推進

1 暴力団犯罪の被害者の被害回復訴訟において組長等の使用者責任を追及する場合や、暴力団事務所撤去訴訟等暴力団を実質的な相手方とする訴訟を支援する場合は、特に積極的な情報提供を行うこと。

2 債権管理回収業に関する特別措置法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律のように提供することができる情報の内容及びその手続が法令により定められている場合又は他の行政機関、地方公共団体その他の公共的機関との間で暴力団排除を目的として暴力団情報の提供に関する申合せ等が締結されている場合には、これによるものとする。暴力団排除を目的として組織された事業者団体その他これに準ずるものとの間で申合せ等が締結されている場合についても、同様とする。

なお、都道府県警察においてこの申合せ等を結ぶ場合には、事前に警察庁刑事局組織犯罪対策部企画分析課及び暴力団対策課と協議するものとする。

3 第2の1又は2以外の場合には、条例上の義務履行の支援、暴力団に係る被害者対策、資金源対策の視点や社会経済の基本となるシステムに暴力団を介入させないという視点から、第3に示した基準に従いつつ、可能な範囲で積極的かつ適切な情報提供を行うものとする。

4 都道府県暴力追放運動推進センター（以下「センター」という。）に対して相談があった場合にも、同様に第3に示した基準に従い判断した上で、必要な暴力団情報をセンターに提供し、センターが相談者に当該情報を告知することとする。

## 第3 情報提供の基準

暴力団情報については、警察は厳格に管理する責任を負っていることから、情報提供によって達成される公益の程度によって、情報提供の要件及び提供できる範囲・内容が異なってくる。

そこで、以下の(1)、(2)及び(3)の観点から検討を行い、暴力団対策に資すると認められる場合は、暴力団情報を当該情報を必要とする者に提供すること。

### 1 提供の必要性

(1) 条例上の義務履行の支援に資する場合その他法令の規定に基づく場合

事業者が、取引等の相手方が暴力団員、暴力団準構成員、元暴力団員、共生者、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者等でないことを確認するなど条例上の義務を履行するために必要と認められる場合には、その

義務の履行に必要な範囲で情報を提供するものとする。

その他法令の規定に基づく場合についても、当該法令の定める要件に従って提供するものとする。

(2) 暴力団による犯罪、暴力的要求行為等による被害の防止又は回復に資する場合

情報提供を必要とする事案の具体的内容を検討し、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、被害の防止又は回復のために必要な情報を提供するものとする。

(3) 暴力団の組織の維持又は拡大への打撃に資する場合

暴力団の組織としての会合等の開催、暴力団事務所の設置、加入の勧誘、名誉職への就任や栄典を受けること等による権威の獲得、政治・公務その他一定の公的領域への進出、資金獲得等暴力団の組織の維持又は拡大に係る活動に打撃を与えるために必要な場合、その他暴力団排除活動を促進する必要性が高く暴力団の組織の維持又は拡大への打撃に資する場合には、必要な情報を提供するものとする。

2 適正な情報管理

情報提供は、その相手方が、提供に係る情報の悪用や目的外利用を防止するための仕組みを確立している場合、提供に係る情報を他の目的に利用しない旨の誓約書を提出している場合、その他情報を適正に管理することができると思われる場合に行うものとする。

3 提供する暴力団情報の範囲

(1) 第3の1(1)の場合

条例上の義務を履行するために必要な範囲で情報を提供するものとする。この場合において、まずは、情報提供の相手方に対し、契約の相手方等が条例に規定された規制対象者等の属性のいずれかに該当する旨の情報を提供すれば足りるかを検討すること。

(2) 第3の1(2)及び(3)の場合

次のア、イ、ウの順に慎重な検討を行う。

ア 暴力団の活動の実態についての情報（個人情報以外の情報）の提供

暴力団の義理掛けが行われるおそれがあるという情報、暴力団が特定の場所を事務所としているという情報、傘下組織に係る団体の名称等、個人情報以外の情報の提供によって足りる場合には、これらの情報を提供すること。

イ 暴力団員等該当性情報の提供

上記アによって公益を実現することができないかを検討した上で、次に、相談等に係る者の暴力団員等（暴力団員、暴力団準構成員、元暴力団員、共生者、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、総会屋及び社会運動等標ぼうゴロをいう。以下同じ。）への該当性に関する情報（以下「暴力団員等該当性情報」という。）を提供することを検討する。

ウ 上記イ以外の個人情報の提供

上記イによって公益を実現することができないかを慎重に検討した上で、それでも公益実現のために必要であると認められる場合には、住所、生年月日、連絡先その他の暴力団員等該当性情報以外の個人情報を提供する。

なお、前科・前歴情報は、そのまま提供することなく、被害者等の安全確保のために特に必要があると認められる場合に限り、過去に犯した犯罪の態様等の情報を提供すること。また、顔写真の交付は行わないこと。

#### 第4 提供する暴力団情報の内容に係る注意点

##### 1 情報の正確性の確保について

暴力団情報を提供するに当たっては、その内容の正確性が厳に求められることから、必ず警察本部の暴力団対策主管課等に設置された警察庁情報管理システムによる暴力団情報管理業務により暴力団情報の照会を行い、その結果及び必要な補充調査の結果に基づいて回答すること。

##### 2 指定暴力団以外の暴力団について

指定暴力団以外の暴力団のうち、特に消長の激しい規模の小さな暴力団については、これが暴力団、すなわち「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号）に該当することを明確に認定できる資料の存否につき確認すること。

##### 3 暴力団準構成員及び元暴力団員等の場合の取扱い

###### (1) 暴力団準構成員

暴力団準構成員については、当該暴力団準構成員と暴力団との関係の態様及び程度について十分な検討を行い、現に暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあることなどを確認した上で、情報提供の可否を判断すること。

###### (2) 元暴力団員

現に自らの意思で反社会的団体である暴力団に所属している構成員の場合と異なり、元暴力団員については、暴力団との関係を断ち切って更生しようとしている者もいることから、過去に暴力団員であったことが法律上の欠格要件となっている場合や、現状が暴力団準構成員、共生者、暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者、総会屋及び社会運動等標ぼうゴロとみなすことができる場合は格別、過去に暴力団に所属していたという事実だけをもって情報提供をしないこと。

###### (3) 共生者

共生者については、暴力団への利益供与の実態、暴力団の利用実態等共生関係を示す具体的な内容を十分に確認した上で、具体的事案ごとに情報提供の可否を判断すること。

###### (4) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者

「暴力団員と社会的に非難されるべき関係」とは、例えば、暴力団員が関与している賭博等に参加している場合、暴力団が主催するゴルフコンペや誕生会、還暦祝い等の行事等に出席している場合等、その態様が様々であることから、当該対象者と暴力団員とが関係を有するに至った原因、当該対象者

が相手方を暴力団員であると知った時期やその後の対応、暴力団員との交際の内容の軽重等の事情に照らし、具体的事案ごとに情報提供の可否を判断する必要があり、暴力団員と交際しているといった事実だけをもって漫然と「暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者である」といった情報提供をしないこと。

(5) 総会屋及び社会運動等標ぼうゴロ

総会屋及び社会運動等標ぼうゴロについては、その活動の態様が様々であることから、漫然と「総会屋である」などと情報を提供しないこと。

情報提供が求められている個別の事案に応じて、その活動の態様について十分な検討を行い、現に活動が行われているか確認した上で情報を提供すること。

(6) 暴力団の支配下にある法人

暴力団の支配下にある法人については、その役員に暴力団員等がいることをもって漫然と「暴力団の支配下にある法人である」といった情報提供をするのではなく、役員等に占める暴力団員等の比率、当該法人の活動実態等についての十分な検討を行い、現に暴力団が当該法人を支配していると認められる場合に情報を提供すること。

## 第5 情報提供の方式

- 1 第3の1(1)による情報提供を行うに当たっては、その相手方に対し、情報提供に係る対象者の住所、氏名、生年月日等が分かる身分確認資料及び取引関係を裏付ける資料等の提出を求めるとともに、提供に係る情報を他の目的に利用しない旨の誓約書の提出を求めると。
- 2 情報提供の相手方に守秘義務がある場合等、情報の適正な管理のために必要な仕組みが整備されていると認められるときは、情報提供を文書により行ってよい。これ以外の場合においては、口頭による回答にとどめること。
- 3 情報提供は、原則として、当該情報を必要とする当事者に対して、当該相談等の性質に応じた範囲内で行うものとする。ただし、情報提供を受けるべき者の委任を受けた弁護士に提供する場合その他情報提供を受けるべき者本人に提供する場合と同視できる場合はこの限りでない。

## 第6 暴力団情報の提供に係る記録の整備等

### 1 記録の整備

警察本部及び警察署の暴力団対策主管課においては、部外への暴力団情報の提供（警察部内の暴力団対策主管部門以外の部門から部外への暴力団情報の提供について協議を受けた場合を含む。）に関し、情報提供の求めの概要、提供の是非についての判断の理由及び結果等について、確実に記録すること。

### 2 決裁

原則として、所属長又はこれに相当する上級幹部が実際に最終判断を下し、決裁をするものとする。ただし、警察署長が行う情報提供について、以下の条件に当てはまるときは、警部以上の階級にある、暴力団対策主管課長又はこれに相当する幹部において専決処理することも可能とする。すなわち、他の行政機関、地

方公共団体その他の公共的機関による、法令等又は暴力団排除を目的とした暴力団情報の提供に関する申合せ等に基づく照会に対して、警察庁情報管理システムによる暴力団情報管理業務の暴力団情報に該当がないことから規制対象者等の属性に該当しない旨を回答する場合に限り、専決処理することも可能とする。

また、情報提供を行うことについて緊急かつ明確な必要が認められる場合においては、事後報告としても差し支えない。

### 3 警察本部における把握

部外からの暴力団情報に係る照会及びそれに対する警察の回答状況については、情報の適正な管理に万全を期するため、各警察本部の暴力団対策主管課において定期的に把握すること。